

## 第1表

## 部門共通費用帰属明細表

平成25年4月1日から

平成26年3月31日まで

(単位 百万円)

	発電費	送電費	変電費	配電費	販売費	合計
役員給与	150	50	60	165	174	601
給料手当	7,187	2,694	3,065	6,949	7,100	26,997
給料手当振替額(貸方)	△35	△13	△15	△34	△34	△133
退職給与金	2,697	869	1,032	2,700	2,993	10,292
厚生費	1,646	617	702	1,591	1,626	6,184
雑給	161	54	65	177	186	644
消耗品費	210	79	89	203	208	791
修繕費	561	297	306	1,493	1,924	4,583
補償費	32	15	0	2	4	54
賃借料	1,262	307	266	860	2,339	5,035
委託費	3,465	1,269	1,450	5,879	9,545	21,611
損害保険料	18	-	-	-	-	18
普及開発関係費	2,231	77	63	174	77	2,623
養成費	337	90	125	321	470	1,345
研究費	3,204	319	292	1,123	1,825	6,766
諸費	11,508	604	722	2,961	2,145	17,943
固定資産税	203	107	111	542	698	1,663
雑税	235	19	101	6	511	875
減価償却費	1,450	767	791	3,856	4,968	11,834
固定資産除却費	262	139	143	698	900	2,144
建設分担関連費振替額(貸方)	△85	△63	△31	△61	-	△241
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	△570	△35	△29	△80	△35	△751
合計	36,138	8,268	9,316	29,533	37,628	120,885

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

第2表

社内取引明細表

平成25年4月1日から

平成26年3月31日まで

1 社内取引収益及び費用明細表

(単位 百万円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
託送収益等取引費用	62,568	基準託送供給料金相当額等取引収益	697,450
アンシラリーサービス取引費用	15,486	接続検討料相当額取引収益	5
振替損失調整額取引費用	773	変更賦課金相当額取引収益	-
過去の使用済燃料に係る費用等に相当する取引費用	8,988		
合計	87,817	合計	697,455

(記載注意)

必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項を脚注として記載すること。

2 項目別明細表

(1) 基準託送供給料金相当額等取引収益

種類及び名称	金額
標準接続送電サービス料金相当額取引収益	508,691
時間帯別接続送電サービス料金相当額取引収益	121,540
臨時接続送電サービス料金相当額取引収益	223
予備送電サービス料金相当額取引収益	4,587
夜間最大電力発生時の割引相当額取引収益	-
変動範囲内発電相当額取引収益	61,900
変動範囲外発電相当額取引収益	-
地帯間購入電源費取引収益	3
他社購入電源費取引収益	503
合計	697,450

(記載注意)

必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

(2) 接続検討料相当額取引収益

種類及び名称	金額
接続検討料相当額取引収益	5

(記載注意)

1 接続検討料に、事業者における送配電外部部門から当年度中に接続検討依頼を受けた件数を乗じて算定すること。

2 必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

(3) 変更賦課金相当額取引収益

種類及び名称	金額
変更賦課金相当額取引収益	-

(記載注意)

1 変更賦課金に、当年度の対象電力量を乗じて算定すること。

2 必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

(4) 託送収益等取引費用

種 類 及 び 名 称	金 額
負荷変動対応電力取引費用	62,520
地帯間販売電源料取引費用	22
他社販売電源料取引費用	50
近接性評価割引額取引費用	△ 24
合 計	62,568

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(5) アンシラリーサービス取引費用

種 類 及 び 名 称	金 額
接続供給託送収益対応分	169
基準託送供給料金相当額対応分	15,317
合 計	15,486

(記載注意)

- 1 託送供給約款の料金率等に含まれるアンシラリーサービスに係る費用相当の単価に、当年度の送電・高圧配電関連需要に係る販売電力量を乗じて算定すること。
- 2 必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(6) 振替損失調整額取引費用

種 類 及 び 名 称	金 額
振替損失調整額取引費用	773

(記載注意)

- 1 託送供給約款の標準変動範囲内電力料金の料金率等に、当年度の振替損失電力量を乗じて算定すること。
- 2 必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(7) 過去の使用済燃料に係る費用等に相当する取引費用

種 類 及 び 名 称	金 額
接続供給託送収益対応分	106
基準託送供給料金相当額対応分	8,882
合 計	8,988

(記載注意)

- 1 特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要ごとに、託送供給約款の料金率等に含まれる過去の使用済燃料に係る費用等を適用して算定すること。
- 2 必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

第3表

## 設備別費用明細表

平成25年4月1日から

平成26年3月31日まで

(単位 百万円)

	送電費	変電費	配電費	ネットワーク 給電費用	需要家費用	その他の費用	合計
役員給与	50	60	148	28	49		337
給料手当	10,876	13,323	33,267	6,268	10,856		74,592
給料手当振替額(貸方)	△261	△338	△818	△9	△102		△1,530
退職給与	869	1,032	2,430	488	828		5,649
厚生費	2,027	2,514	6,291	1,158	2,022		14,014
委託検針費	-	-	-	-	6,197		6,197
委託集金費	-	-	-	-	1		1
雑給	74	95	547	163	3,486		4,366
消耗品費	140	184	574	225	321		1,447
修繕費	9,920	10,083	59,602	630	27,817		108,054
補償費	811	3	125	8	10		959
賃借料	2,744	741	11,230	358	654		15,729
託送料	5,460	1,214	0	-	-		6,676
事業者間精算費	802	-	-	-	-		802
委託費	5,788	12,648	27,641	7,250	14,383		67,713
損害保険料	-	-	-	-	-		-
普及開発関係費	77	63	157	-	17		315
養成費	90	125	289	237	75		818
研究費	319	292	1,011	354	330		2,308
諸費	1,885	1,802	3,377	715	2,840		10,622
固定資産税	9,521	5,350	11,240	228	1,132		27,473
雑税	65	331	20	92	1,216		1,726
減価償却費	51,998	35,129	35,954	1,628	4,026		128,737
固定資産除却費	3,992	4,113	5,778	295	662		14,841
共有設備費等分担額	133	-	-	-	-		133
共有設備費等分担額(貸方)	△0	-	-	-	-		△0
地帯間購入電源費(送配電部門が購入した電気の料金に限る。)						3	3
地帯間購入送電費(電源線に係る費用を除く。)						113	113
他社購入電源費(託送供給に伴い購入した電気の料金に限る。)						503	503
他社購入送電費(電源線に係る費用を除く。)						188	188
建設分担関連費振替額(貸方)	△63	△31	△61	-	-		△156
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	△35	△29	△80	△5	△6		△157
電源開発促進税						48,296	48,296
事業税						8,371	8,371
開発費						-	-
開発費償却						-	-
電力費振替勘定(貸方)						△86	△86
社内取引費用						87,817	87,817
合計	107,291	88,713	198,730	20,119	76,823	145,208	636,886

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

## 第4表

## 送配電部門収支計算書

平成25年4月1日から

平成26年3月31日まで

(単位 百万円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
営業費用	636,886	営業収益	715,269
送電費	107,291	地帯間販売電源料	22
変電費	88,713	地帯間販売送電料	597
配電費	198,730	他社販売電源料	65
地帯間購入電源費	3	他社販売送電料	-
地帯間購入送電費	113	託送収益	10,170
他社購入電源費	503	接続供給託送収益	7,304
他社購入送電費	188	(変動範囲内発電収益)	(512)
ネットワーク給電費用	20,119	(変動範囲外発電収益)	(275)
需要家費用	76,823	その他託送収益	2,865
電源開発促進税	48,296	事業者間精算収益	123
事業税	8,371	電気事業雑収益	6,167
開発費	-	遅収加算料金	668
開発費償却	-	社内取引収益	697,455
電力費振替勘定(貸方)	△ 86	(変動範囲内発電相当額取引収益)	(61,900)
社内取引費用	87,817	(変動範囲外発電相当額取引収益)	(-)
(負荷変動対応電力取引費用)	(62,520)		
営業利益	78,383		
営業外費用	27,063	営業外収益	5,610
財務費用	25,779	財務収益	2,755
(株式交付費)	(-)	(預金利息)	(7)
(株式交付費償却)	(-)		
(社債発行費)	(42)		
(社債発行費償却)	(-)		
事業外費用	1,284	事業外収益	2,854
特別損失	-	特別利益	-
税引前送配電部門当期純利益	56,930		
法人税等	18,730		
送配電部門当期純利益	38,200		

(記載注意)

次に掲げる事項について、脚注として記載すること。

- (1) 送配電部門収支計算書の作成に関する会計方針(重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。)
- (2) 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額(ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。)
- (3) 必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項

第5表

固定資産明細表

平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで

(1) 電気事業固定資産及び固定資産仮勘定

(単位 百万円)

区 分	期 首 残 高				期 中 増 減 額			期 末 残 高			
	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額	帳簿価額	帳簿原価 増減額	工事費負担 金等増減額	減価償却累 計額増減額	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額	帳簿価額
送電設備	2,852,533	84,065	1,902,201	866,266 (866,248)	21,289	555	54,304	2,873,823	84,620	1,956,506	832,696 (832,681)
土地	93,535	6,930	-	86,605 (86,605)	654	△ 1	-	94,190	6,928	-	87,261 (87,261)
建物	4,251	65	2,932	1,252 (1,252)	△ 9	△ 0	34	4,241	65	2,967	1,208 (1,208)
構築物	2,333,495	67,350	1,624,832	641,311 (641,293)	20,032	546	40,039	2,353,528	67,896	1,664,871	620,759 (620,744)
機械装置	169,400	878	130,123	38,398 (38,398)	317	14	3,080	169,718	893	133,204	35,621 (35,621)
備品	1,634	-	1,594	39 (39)	△ 61	-	△ 51	1,572	-	1,542	30 (30)
リース資産	39	-	11	27 (27)	7	-	8	47	-	20	26 (26)
資産除去債務相当資産	-	-	-	- (-)	-	-	-	-	-	-	- (-)
無形固定資産	250,177	8,840	142,705	98,631 (98,631)	346	△ 4	11,193	250,523	8,836	153,899	87,788 (87,788)
変電設備	1,549,411	15,976	1,116,493	416,941 (416,935)	19,678	1,917	18,081	1,569,090	17,893	1,134,575	416,621 (416,617)
土地	90,488	3,000	-	87,487 (87,486)	537	△ 1	-	91,025	2,998	-	88,027 (88,025)
建物	160,019	1,787	113,083	45,149 (45,144)	1,070	△ 7	2,722	161,090	1,779	115,805	43,505 (43,502)
構築物	-	-	-	- (-)	-	-	-	-	-	-	- (-)
機械装置	1,289,780	11,188	995,486	283,105 (283,105)	18,108	1,926	15,258	1,307,889	13,114	1,010,744	284,029 (284,029)
備品	8,080	0	7,465	614 (614)	44	-	99	8,124	0	7,564	559 (559)
リース資産	377	-	213	164 (164)	△ 71	-	△ 13	306	-	200	106 (106)
資産除去債務相当資産	-	-	-	- (-)	-	-	-	-	-	-	- (-)
無形固定資産	665	-	245	420 (420)	△ 11	-	14	653	-	259	393 (393)
配電設備	2,066,981	23,701	1,227,124	816,155 (816,144)	25,898	988	27,828	2,092,879	24,689	1,254,953	813,237 (813,228)
土地	1,048	39	-	1,008 (1,008)	26	-	-	1,075	39	-	1,035 (1,035)
建物	3,256	2	1,313	1,941 (1,941)	5	-	165	3,261	2	1,478	1,780 (1,780)
構築物	1,628,812	20,702	1,002,851	605,259 (605,248)	22,846	962	25,100	1,651,659	21,665	1,027,951	602,042 (602,033)
機械装置	422,395	2,941	214,384	205,069 (205,069)	2,956	25	2,001	425,351	2,966	216,386	205,998 (205,998)
備品	5,581	-	5,241	340 (340)	204	-	135	5,786	-	5,376	409 (409)
リース資産	2,948	-	1,460	1,488 (1,488)	△ 160	-	257	2,788	-	1,717	1,070 (1,070)
資産除去債務相当資産	-	-	-	- (-)	-	-	-	-	-	-	- (-)
無形固定資産	2,937	16	1,874	1,047 (1,047)	19	-	168	2,957	16	2,042	898 (898)
建設仮勘定	45,655	-	-	45,655 (45,654)	△ 9,378	-	-	36,277	-	-	36,277 (36,276)
送電設備	27,003	-	-	27,003 (27,003)	△ 4,993	-	-	22,009	-	-	22,009 (22,009)
変電設備	15,178	-	-	15,178 (15,178)	△ 5,116	-	-	10,062	-	-	10,062 (10,062)
配電設備	3,473	-	-	3,473 (3,473)	731	-	-	4,205	-	-	4,205 (4,205)
合 計	6,514,582	123,743	4,245,819	2,145,019 (2,144,983)	57,487	3,460	100,214	6,572,070	127,204	4,346,034	2,098,832 (2,098,803)

(記載注意)

- 帳簿価額の( )内には、送配電部門の固定資産を内数として記載すること。なお、建設仮勘定については、送電設備、変電設備及び配電設備ごとの電気事業固定資産に占める送配電部門の固定資産の割合を用いて算定すること。
- 期首残高の帳簿価額の( )内には、この省令の規定により公表された最近の期末残高の( )内の値を記載すること。
- 次に掲げる事項について、脚注として記載すること。
  - 固定資産明細表の作成に関する会計方針(重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。)  
・ 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産は定率法、無形固定資産は定額法によっている。
  - 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額(ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨はその増減額の記載を要しない。)
  - 償却年数又は残存価額の変更(軽微なものを除く。)をしたときは、その旨
  - 送電設備及び変電設備に係る期中帳簿原価増減額のうち主たるものについては、主要件名別帳簿原価期中増減明細として期中増加額及び期中減少額  
・ 主要件名別帳簿原価期中増減明細  
期中増加 送電設備 駿河東清水線新設 8,512百万円  
変電設備 西部変500kV(三重連絡線・西部幹線)機器取替 3,543百万円  
期中減少 送電設備 玉川遠江線一部撤去 640百万円  
変電設備 西部変500kV(三重連絡線・西部幹線)機器取替 2,526百万円
- 必要に応じ、資産の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

(2) 電源線資産(再掲)

(単位 百万円)

区 分	期 首 残 高			期 中 増 減 額			期 末 残 高				
	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額	帳簿原価 増減額	工事費負担 金等増減額	減価償却累 計額増減額	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額	帳簿価額	
送電設備	319,238	951	210,485	107,801	991	△ 0	7,494	320,229	951	217,980	101,297
変電設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
配電設備	196	2	118	75	1	0	2	197	2	120	74
建設仮勘定	3,360	-	-	3,360	△ 682	-	-	2,677	-	-	2,677
送電設備	3,360	-	-	3,360	△ 682	-	-	2,677	-	-	2,677
変電設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
配電設備	0	-	-	0	0	-	-	0	-	-	0
合 計	322,795	954	210,603	111,237	310	△ 0	7,497	323,105	953	218,100	104,050

(記載注意)

- 建設仮勘定については、送電設備、変電設備及び配電設備ごとの送配電部門の固定資産(建設仮勘定を除く。)に占める当該設備の電源線資産の割合を用いて算定すること。
- 必要に応じ、資産の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

第6表

共 用 固 定 資 産 帰 属 明 細 表

(1) 電気事業固定資産及び固定資産仮勘定

平成25年4月1日から

平成26年3月31日まで

(単位 百万円)

	摘 要	帳簿価額		帰 属 基 準
		期首残高	期末残高	
業務設備	送電費対応分	7,861	7,550	・業務用建物床面積比
	変電費対応分	8,087	7,787	・業務用建物床面積比
	配電費対応分	36,377	34,742	・建設費(帳簿原価)比、業務用建物床面積比
	ネットワーク給電費用対応分	17,739	16,013	・建設費(帳簿原価)比、業務用建物床面積比
	需要家費用対応分	11,033	10,395	・建設費(帳簿原価)比、業務用建物床面積比
建設仮勘定		890	1,267	
業務設備	送電費対応分	86	125	・業務用建物床面積比
	変電費対応分	88	129	・業務用建物床面積比
	配電費対応分	399	575	・建設費(帳簿原価)比、業務用建物床面積比
	ネットワーク給電費用対応分	194	265	・建設費(帳簿原価)比、業務用建物床面積比
	需要家費用対応分	121	172	・建設費(帳簿原価)比、業務用建物床面積比
合 計		81,990	77,755	

(記載注意)

- 1 期首残高の帳簿価額には、この省令の規定により公表された最近の期末残高の値を記載すること。
- 2 必要に応じ、資産の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

(2) 業務設備に係る固定資産明細表

平成25年4月1日から

平成26年3月31日まで

(単位 百万円)

区 分	期 首 残 高				期 中 増 減 額			期 末 残 高			
	帳簿原価	工事費負担金等	減価償却累計額	帳簿価額	帳簿原価増減額	工事費負担金等増減額	減価償却累計額増減額	帳簿原価	工事費負担金等	減価償却累計額	帳簿価額
業務設備	422,633	9,466	290,001	123,165	△ 16,552	269	△ 10,155	406,081	9,735	279,846	116,499
建設仮勘定	2,218	-	-	2,218	△ 150	-	-	2,067	-	-	2,067
業務設備	2,218	-	-	2,218	△ 150	-	-	2,067	-	-	2,067
合 計	424,851	9,466	290,001	125,383	△ 16,702	269	△ 10,155	408,149	9,735	279,846	118,567

(記載注意)

- 1 会計規則別表第2第6表(1)及び(4)の表と同様の内容を記載すること。
- 2 必要に応じ、資産の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

第7表

## 超過利潤計算書

平成25年4月1日から

平成26年3月31日まで

(単位 百万円)

項目	金額
送配電部門当期純利益（又は送配電部門当期純損失）(①)	38,200
送配電部門の事業報酬額(②)	69,935
追加事業報酬額(③)	-
送配電部門の財務費用（株式交付費、株式交付費償却、社債発行費及び社債発行費償却を除く。）(④)	25,737
送配電部門の財務収益（預金利息を除く。）(⑤)	2,748
送配電部門の事業外損益(⑥)	1,570
送配電部門の特別損益(⑦)	-
その他の調整額(⑬=⑧+⑨+⑩+⑪-⑫)	△ 1,125
料金収入比乖離額(⑧)	△ 286
費用比乖離額(⑨)	541
変動範囲外発電料金取引損益(⑩)	168
振替供給に伴う補給電力料金取引損益(⑪)	15
法人税補正額(⑫)	1,565
当期超過利潤額（又は当期欠損額）(⑭=①-②-③+④-⑤-⑥-⑦-⑬)	△ 9,191
うち想定原価と実績費用との乖離額	27,905

- 送配電部門の事業報酬額は、法第24条の3第1項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に送配電部門電気事業報酬額として整理された額を原価算定期間の年数で除して得た額とすること。
- 追加事業報酬額は、法第24条の3第1項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に算定した額を原価算定期間の年数で除して得た額とすること。
- 料金収入比乖離額は、1.及び2.により料金収入比を用いて送配電部門の収益及び費用に整理された額の合計額（以下この表において「料金収入比損益」という。）から、これらの額の整理の基礎としている料金収入比の代わりに基準接続供給料金収入比（電灯料(遅収加算料金を除く。)、電力料(遅収加算料金を除く。))及び託送収益(接続供給託送収益に限る。)の合計額に占める託送収益(基準接続供給収益(太陽光発電促進進付加金を除く。))に限る。)及び3.(1)①イに整理された額の合計額の割合をいう。)を用いた場合の料金収入比損益の額を控除した額とすること。
- 費用比乖離額は、1.及び2.により費用比を用いて送配電部門の収益及び費用に整理された額の合計額（以下この表において「費用比損益」という。）から、これらの額の整理の基礎としている費用比の代わりに基準接続供給費用比（電気事業営業費用（事業税、開発費、開発費償却及び電力費振替勘定（貸方）を除く。）の合計額に占める2.及び3.に定めるところにより送配電部門の費用として整理された額（地帯間購入電源費、他社購入電源費、事業税、開発費、開発費償却、電力費振替勘定（貸方）及び託送収益等取引費用を除く。）の合計額の割合をいう。）を用いた場合の費用比損益の額を控除した額とすること。
- 変動範囲外発電料金取引損益は、変動範囲外発電収益及び変動範囲外発電相当額取引収益から、変動範囲外発電収益及び変動範囲外発電相当額取引収益に係る電力量に変動範囲内発電料金を乗じた額を控除して算定すること。
- 振替供給に伴う補給電力料金取引損益は、振替供給に伴い販売した電気の料金から、振替供給に伴い販売した電力量に変動範囲内発電料金を乗じた額を控除して算定すること。
- 法人税補正額は、送配電部門の財務収益（預金利息を除く。）、送配電部門の事業外損益、送配電部門の特別損益、料金収入比乖離額、費用比乖離額、変動範囲外発電料金取引損益及び振替供給に伴う補給電力料金取引損益に整理された額の合計額に法定実効税率を乗じて得た額とすること。
- 想定原価と実績費用の乖離額は、法第24条の3第1項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に整理された送電・高圧配電関連原価の合計額に低圧配電費並びに低圧配電費に割り当てられる追加事業報酬、遅収加算料金、電気事業雑収益、預金利息、事業税及び電力費振替勘定（貸方）の額の合計額を原価算定期間の年数で除して得た額と実際に発生した費用の額との差額とすること。
- 必要に応じ、金額の算定根拠を脚注として記載すること。



第8表

超過利潤累積額管理表

平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで

(単位 百万円)

項 目	金 額	備 考
前期超過利潤累積額（又は前期欠損累積額）(①) （うち前期乖離額累積額）(⑦)	△ 51,791 (58,365)	
当期超過利潤額（又は当期欠損額）(②) （うち想定原価と実績費用との乖離額）(⑧)	△ 9,191 (27,905)	
還元額(③)	-	
当期超過利潤累積額（又は当期欠損累積額）(④=①+②-③) （うち当期乖離額累積額）(⑨=⑦+⑧)	△ 60,983 (86,271)	
一定水準額(⑤)	67,011	平均帳簿価額：2,094,122百万円 事業報酬率：3.2%
一定水準超過額(⑥=④-⑤)	-	

- 1 前期超過利潤累積額（又は前期欠損累積額）は、この省令の規定により公表された最近の当期超過利潤累積額（又は当期欠損累積額）を記載すること。ただし、事業年度（開始の日を除く。）及び翌事業年度の開始の日において託送算定規則第19条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 2 還元額は、法第24条の3第1項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に事業者が定めた額を原価算定期間の年数で除して得た額を基に算定すること。
- 3 当期超過利潤累積額（又は当期欠損累積額）は、事業年度（開始の日を除く。）において託送算定規則第19条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は当該実施後の当期超過利潤額（又は当期欠損額）に相当する額を記載することとし、翌事業年度の開始の日において託送算定規則第19条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 4 一定水準額は、送配電部門に係る固定資産（電源線に係るものを除く。）の期首と期末における帳簿価額を平均した額（以下この表において「平均帳簿価額」という。）に法第24条の3第1項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に算定した事業報酬率（以下単に「事業報酬率」という。）を乗じて算定すること。
- 5 平均帳簿価額及び事業報酬率を、備考欄に記載すること。
- 6 一定水準超過額は、零を下回る場合にあっては零とすること。
- 7 前期乖離額累積額は、この省令の規定により公表された最近の当期乖離額累積額を記載すること。ただし、事業年度（開始の日を除く。）及び翌事業年度の開始の日において託送算定規則第19条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 8 当期乖離額累積額は、事業年度（開始の日を除く。）において託送算定規則第19条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は当該実施後の当期乖離額累積額に相当する額を記載することとし、翌事業年度の開始の日において託送算定規則第19条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 9 必要に応じ、金額の算定根拠を脚注として記載すること。

## 特定設備投資額明細表

平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで

(単位 百万円)

名 称	区 間 又 は 場 所	当 期 投 資 額	投 資 累 積 額
駿河東清水線	駿河(変)～東清水(変)		
浜岡新佐倉線	浜岡原子力(発)～新佐倉(変)		
鈴鹿開閉所	—		
伊勢幹線鈴鹿(開)π引込	伊勢幹線No.110,111～鈴鹿(開)		
関ヶ原北近江線	関ヶ原(開)～北近江(開)		
関ヶ原開閉所	—		
三岐幹線関ヶ原(開)π引込	三岐幹線No.47,49～関ヶ原(開)		
東名古屋分岐線	東浦北豊田線No.28～東名古屋(変)		
— 線	東信新北信線No.115～—(変)		
海部名城線牛島町(変)π引込	海部名城線～牛島町(変)		
湖西	静岡県湖西市		
新佐倉	静岡県御前崎市		
知多火力	愛知県知多市		
東清水	静岡県静岡市		
愛知	愛知県豊田市		
東名古屋	愛知県豊明市		
駿河	静岡県静岡市		
西名古屋	三重県桑名市		
牛島町(275/77kV変圧器設置)	愛知県名古屋市		
牛島町(154/33→275/33kV変圧器昇圧)	愛知県名古屋市		
川根	静岡県榛原郡川根本町		
東京中部間直流連系設備関連(中部電力分) ①東京中部間連系変換所分岐線(仮称) ②東京中部間連系変換所(仮称) ③その他関連工事	①越美幹線～東京中部間連系変換所(仮称) ②岐阜県高山市		
東京中部間直流連系設備関連(東京電力分) ①東京中部間直流幹線(仮称) ②新信濃交直変換設備(仮称) ③その他関連工事	①新信濃(変)交直変換設備(仮称)～ 中部電力東京中部間連系変換所(仮称) ②長野県東筑摩郡朝日村		
合 計		6,399	31,783

(記載注意)

必要に応じ、設備の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

(注)

- 1 名称および区間又は場所については、第三者情報の保護(顧客情報「特定需要家名」)の観点から、一部非開示としている。
- 2 件名ごとの当期投資額および投資累積額については、今後の資材契約交渉を行うにあたり工事費低減の支障となる恐れがあることから、非開示としている。

## 第10表

## 内部留保相当額管理表

平成25年4月1日から

平成26年3月31日まで

(単位 百万円)

項目	金額	備考
前期内部留保相当額(①)	△ 76,842	
当期超過利潤額(又は当期欠損額)(②)	△ 9,191	
還元額(③)	-	還元義務額残高：- 百万円
変動範囲外発電料金取引損益(④)	168	
振替供給に伴う補給電力料金取引損益(⑤)	15	
当期特定設備投資額(⑥)	6,399	
当期内部留保相当額(⑦=①+②-③+④+⑤-⑥)	△ 92,249	

## (記載注意)

- 1 前期内部留保相当額は、この省令の規定により公表された最近の当期内部留保相当額を記載すること。
- 2 還元義務額残高(この省令の規定により公表された最近の還元義務額残高にこの省令の規定により公表された最近の一定水準超過額に一から効率化比率を控除して得た率を乗じて得た額を加えて得た額から、還元額を控除して得た額とする。)を、備考欄に記載すること。

# 独立した監査法人の検証報告書

平成 26 年 7 月 29 日

中部電力株式会社

代表取締役社長 水野明久 殿

有限責任 あずさ監査法人

パートナー 公認会計士 横井 康

パートナー 公認会計士 柴田 光明

パートナー 公認会計士 鬼頭 潤子

パートナー 公認会計士 岸田 好彦

当監査法人は、「電気事業託送供給等収支計算規則」（平成 18 年 経済産業省令第 2 号）第 3 条の規定に基づき、中部電力株式会社の第 90 期事業年度（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで）の送配電部門収支計算書等、すなわち、送配電部門収支計算書、社内取引明細表、固定資産明細表、共用固定資産帰属明細表、設備別費用明細表及び部門共通費用帰属明細表について検証を行った。この送配電部門収支計算書等の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から送配電部門収支計算書等に対する結論を報告することにある。

なお、会社が行うすべての事業に係る収益及び費用並びに固定資産を送配電部門として整理する際に用いた基礎数値は、当監査法人が金融商品取引法に基づく監査を実施した第 90 期事業年度の財務諸表を作成する基礎となった会計帳簿に基づいている。

当監査法人は、業種別委員会報告第 34 号「一般電気事業者が作成する送配電部門収支計算書等に関する公認会計士等による証明書発行業務に係る実務指針」（平成 21 年 5 月 19 日 日本公認会計士協会）に準拠して検証を行った。この実務指針は、当監査法人に送配電部門収支計算書等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。検証は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した収益、費用及び資産の配賦基準となる数値の検証も含め全体として送配電部門収支計算書等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、検証の結果として結論を報告するための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の送配電部門収支計算書等が、電気事業託送供給等収支計算規則第 2 条第 1 項に定める事業者に係る託送供給等収支配分基準及び同規則第 2 条第 2 項の規定により経済産業大臣に届け出た基準に基づき、中部電力株式会社の第 90 期事業年度（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで）の送配電部門に係る損益及び固定資産の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又はパートナーとの間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。

以 上